

保健所における感染症対応職員の役割機能強化のためのガイドライン  
及び研修プログラムの開発

研究代表者 春山早苗 自治医科大学看護学部 教授

**研究要旨:**本研究は、保健所が新興感染症の発生時に円滑な保健活動が展開できるよう平時から取り組むべき事項を明らかにし、感染症対応職員の役割機能に関わるガイドライン及び研修プログラムの開発並びに非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方についてサポート体制を含めて検討することを目的とした。2か年計画の1年目にあたる令和4年度は5つの分担研究を行った。

結果から、以下のことが示唆された。

1. 非常時において保健所長が役割やリーダーシップを発揮するためには、【非常時における国・都道府県の感染症対策方針の明示】、【本庁の保健所への理解及び本庁と保健所との連携体制並びに自治体としての対応方針の統一】、【非常時における保健所長の役割・権限の明確化とそれらに注力できる保健所長の活動体制】、【非常時に保健所機能を維持・強化するための体制】、【管内医療機関やその他の関係機関との連携体制】、【保健所長の対応力を高める体制】が必要である。

2. 感染症対応職員の役割

・職種にかかわらず、主に課長補佐級以上の管理的立場にある職員は、保健所体制マネジメント・指揮や感染症対応業務に関わる判断・指揮等について、保健所長のサポート役割を担う。また、受援、市町村との調整、予算・物品管理、労務管理、健康管理についても一定の責任をもつ。

・感染症担当技術系職員は、フェーズに応じた感染症業務の体制づくりや、陽性者の療養に関わる医療機関や福祉施設等との調整を担う。

・管理的立場にある感染症担当技術系職員は、管内医療機関や医師会との調整及び本庁との情報集約と共有等の保健所長のサポートや、管理的立場にある感染症担当以外の事務系職員等と協働して、住民等からの意見・苦情に対応する係員のフォローや保健所の対応体制・方針の検討等を行う。

・感染症担当以外の技術系職員は、主担当業務は少ないものの、全所体制・BCP等に基づいて、感染症担当部署及び感染症担当技術系職員の補佐・サポートをする。

・感染症担当事務系職員は、感染症担当技術系職員等と協働し、広報活動の方針を立て、タイムリーな情報発信及び啓発活動や、本庁の広報部署と連携し当該自治体のHP等の充実のために働きかけていく。

・投入された保健師、保健師以外の技術系職員、事務系職員はあらゆる業務を依頼される可能性があるが、技術系職員の主な役割は、疫学調査、健康観察や電話相談・対応等の対人業務である。また、衛生監視員には、クラスター発生施設等に対する調査や支援・指導についての役割も期待される。事務系職員の主な役割は、感染症担当事務系職員の業務の補佐・サポートである。また、技術系職員を投入しても対応しきれない場合等には、疫学調査等の対人業務を担う役割が期待される。

3. 平時から各自治体や保健所が取り組むべき事項

非常時の保健所と本庁や医療機関との役割分担や連携体制の検討、都道府県を一つの単位とした保健所設置市も含めた連携協働体制構築、本庁感染症主管課と保健所長の相互支援体制構築、高度多機能資源となり得る多様な地域関係者とのネットワーク構築、社会福祉施設の感染対策強化支援及び非常時の支援体制の構築、通常業務での保健所内職員の相互理解・協働体制の促進及び非常時の感染症担当部署以外の部署の業務体制・全所体制、リスクコミュニケーションのための計画、ICT・DX体制整備

4. 感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要な要素

感染症対応職員に共通する知識面の要素は、感染症法に基づく感染症対策と保健所の役割、健康危機発生時の組織体制・マネジメント、リスクコミュニケーション等。演習・訓練の要素は、スタンダードプリコーション、PPE着脱訓練、積極的疫学調査演習、BCP訓練等。事務系職員に必要な要素は、専門用語の基礎知識、HER-SYS等の情報管理・情報伝達システム、ITを活用したデータ処理分析であった。

## 研究分担者

尾島 俊之	浜松医科大学医学部・教授
雨宮 有子	千葉県立保健医療大学健康科学部・准教授
井口 理	日本赤十字看護大学看護学部・教授
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部・准教授
江角 伸吾	宮城大学看護学群・准教授

## 研究協力者

藤田 利枝	長崎県県央保健所・所長／県央振興局・保健部長（全国保健所長会推薦）
福田 昭子	山口県周南健康福祉センター保健環境部・主幹（全国保健師長会推薦）
塚本 容子	北海道医療大学看護福祉学部・教授
島田 裕子	自治医科大学看護学部・准教授
佐藤 太地	日本赤十字看護大学看護学部・助教
舟橋 千尋	自治医科大学看護学部・助教

## A. 研究目的

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大により保健所業務は逼迫し、保健所体制の維持強化が求められている。保健所では COVID-19 対応業務の遅れが生じ、現場指揮や受援体制の混乱等がみられた。令和3年秋の行政事業レビューでは、非常時の保健所長に求められる資格要件・権限のあり方の整理・検討の必要性が指摘されている<sup>1)</sup>。

一方で、全所・全庁体制を敷き、外部委託や外部人材の投入、関係機関との連携により、保健所機能の維持強化を図った例<sup>2)</sup>もあった。先行研究<sup>3)</sup>では感染症発生への備えに関する保健所の課題として、保健所長が役割を發揮できる体制整備、マニュアルの定期確認、衛生監視員との協働、保健所職員への研修、マンパワー確保等が明らかになっている。これまでの対応経験も踏まえ保健所の COVID-19 対応体制整備に有効であった平時からの取組と課題を明らかにし、今後に備える必要がある。

保健所では、全所・全庁体制、さらに管内市町村職員の協力を得る必要性も生じ、保健師以外の

技術系・事務系職員も多数含まれた。先行研究<sup>4)</sup>では感染症対策で求められる能力が明らかにされているが、これは既知の感染症の集団発生を想定したものである。新興感染症の拡大を想定し、保健所長や各職員の役割を整理する必要がある。また、このような事態では多くの人員が必要となり、感染症に対応できる人材育成が重要である。保健所や市町村の職員の感染症に関わる研修受講の実態は明らかになっていないが、各役割を踏まえた研修プログラムが必要である。

本研究の目的は、保健所が新興感染症の発生時に円滑な保健活動が展開できるよう平時から取り組むべき事項を明らかにし、感染症対応職員の役割機能に関わるガイドライン及び研修プログラムを開発することである。また、非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方についても、サポート体制を含めて検討する。

2 年計画の1年目にあたる令和4年度は、感染症対応職員の役割及び平時から取り組むべき事項並びに非常時における保健所長の役割等のあり方を明らかにするとともに研修の実態調査を行う。

2 年目の令和5年度は、新興感染症対応のための保健所組織体制や各部署・職員の役割と平時からの取組を示すガイドラインの作成並びに感染症対応人材育成のための研修プログラムに必要な要素を明らかにして、プログラムを作成する。

## B. 研究方法

### 1. 全体計画

2 年計画により、新興感染症対応のための保健所組織体制や各部署・職員の役割と平時からの取組を示すガイドラインを作成する。また、感染症対応人材育成のための研修プログラムを作成する。

市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材の作成とそれを活用した教育方法を検討し、検証する。また、作成した教育教材の活用マニュアルを作成し、検証する。

本研究では、Incident Command System<sup>5)</sup>を参考に感染症の発生時体制及び感染症対応職員の役割を整理し、また、当該職員には保健所の感染症担当以外の技術系・事務系職員、市町村職員も含めて検討する。

## 2. 本年度の研究の構成

本年度の研究は、以下の5つの分担研究により構成される。

**分担研究1：**非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方並びにサポート体制の検討

**分担研究2：**新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制および感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化

**分担研究3：**平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例

**分担研究4：**保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関わる研修の実態

**分担研究5：**都道府県及び保健所設置市・特別区並びに保健所におけるCOVID-19関連研修の実施及び受講の機会

## 3. 本年度の計画

### 1) 非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方並びにサポート体制の検討

分担研究1として、全国の保健所長を対象に、WEB調査システム等を活用し、COVID-19対応において担った役割（業務面、マネジメント面、その他）、役割遂行にあたって得たサポート及び課題、保健所長が非常時に担うべき役割及びその役割遂行のための体制に関する意見等について調査を行う。調査結果に基づき、非常時における保健所長の役割及びサポート体制を検討する。

### 2) 保健所における新興感染症の感染拡大も見据えた対応のための組織体制や対応部署・職員の役割の整理

以下の①及び②に基づき、保健所における感染症対応職員の役割及び平時から取り組むべき事項を整理する。

①分担研究2として、全国の保健所の管理的立場にある保健師及び都道府県庁及び保健所設置市本庁並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に、WEB調査システム等を活用し、調査を行う。

調査内容は、保健所については、ICSを参考に、COVID-19対応における現場指揮、実働、関係機関等との調整、情報管理、広報、予算・物品管理、職員の健康管理等に関する体制の調査時点の状況等とする。本庁については、COVID-19対応に関わる人員配置の状況等とする。

②分担研究3として、先行研究および機縁法によ

り、平時からの取組みによりCOVID-19対応において有効に体制整備された保健所の事例を対象に、半構成的グループインタビューを行う。

### 3) 感染症対応に関わる研修の実態調査

①分担研究4として、保健所を設置していない市町村の保健師を対象に、保健師が感染症に関する研修・勉強会に参加している実態と、その必要性の認識について、WEB調査をする。

②分担研究5として、全国の保健所の管理的立場にある保健師及び都道府県庁及び保健所設置市本庁並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に、WEB調査システム等を活用し、調査を行う。本調査は分担研究2の調査と併せて行う。

調査内容は、全国の保健所の管理的立場にある保健師に対しては、令和4年度新規採用職員及び異動職員等への保健所における研修等を、都道府県庁及び保健所設置市本庁並びに特別区の統括的立場の保健師に対しては、令和2～4年度に、本庁において企画・実施したCOVID-19関連の研修、当該自治体職員のCOVID-19またはその他の健康危機管理に関する外部研修の受講機会、今後の新興感染症等の発生に備えるために必要と考える研修についての意見等とする。

#### (倫理面への配慮)

1)、2)の①、3)②については、附属病院医学系倫理審査委員会の承認を得て実施した(臨大22-088)。調査票には最初に調査の概要及び留意事項を提示し、調査に同意する場合、○を入れるボックスを設けた。

2)の②については、千葉県立保健医療大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号:2022-08)。調査協力者および協力者の所属長に対し、研究の趣旨、参加の任意性等について、文書を用いて説明し、同意書をもって調査協力の承諾を得た。

3)の①については、日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した(研倫審委第2022-070)。

## C. 研究結果

### 1. 分担研究1

COVID-19第7波ピークアウト後の令和4年9月中旬～10月に、全国保健所長会のメーリングリストから、全国の保健所長を対象に、無記名の調査票を送った。有効回収数(率)は189(40.4%)

であり、県型保健所が 126、市区型保健所が 55、不明が 8 であった。

結果から、以下のことが明らかになった。

- ・保健所長が対応した（調査時対応中を含む）業務・役割は、医師業務、調整業務、管理業務と多岐に渡っていた。5 割以上がリーダーシップを発揮したと回答したのは、接触者・濃厚接触者の検討・特定、関係機関等への感染対策に関わる助言・相談対応、組織内職員の健康管理、クラスター対応の全体指揮等、医師会・病院との調整、所内の COVID-19 対応の指揮、通常業務の縮小・中止等の指揮、保健所体制強化のための体制構築の指揮等であった。
- ・保健所長が対応した多くの業務・役割について、役割分担等の主な渡し先は保健所内感染症担当専門職であった。事務職の割合が高かったのは、組織内職員の健康管理、首長を含む幹部への報告、所内の COVID-19 対応の指揮や COVID-19 対応職員・外部人材への研修を除く管理業務であった。
- ・保健所長が COVID-19 対応において一番大変だった時期の精神的健康度 (K6) は、令和 4 年の国民生活基礎調査の結果と比べて、心理的ストレス反応相当である 5 点以上の割合が高かった。

## 2. 分担研究 2

COVID-19 第 8 波ピークアウト後の令和 5 年 2 月下旬～3 月に、全国保健師長会のメーリングリストから、全国の保健所の管理的立場にある保健師及び都道府県庁及び保健所設置市本庁並びに特別区の統括的立場の保健師を対象に、無記名の調査票を送った。有効回収数（率）は前者は 161（34.4%）、後者は 83（52.9%）であった。

その結果、以下のことが明らかになった。

- ・保健所長をサポートするための人員の配置または役割の付与があったのは、県型保健所では約 3 割、市区型保健所では約 4 割であった。職種は保健師が、職位は課長級・課長補佐級が最も多かった。サポート内容には、“保健所体制マネジメント・指揮（受援体制含む）”、“COVID-19 対応業務に関わる判断・指揮”や医師会・病院や高齢者・障害者施設等の“関係機関との調整”があった。
- ・第 7 波～第 8 波における COVID-19 対応のための新たな班やチームありとの回答は、約 6 割であった。その役割は、疫学調査、健康観察、データ入力・管理が各約 7 割、電話相談・対応、事務処

理、クラスター対応が各約 5 割であった。その他は約 4 割で、内訳は検査関連、患者の移送・搬送等であった。

- ・感染症担当技術系職員が主担当を 6～7 割占めていた COVID-19 対応業務には、入院調整、自宅療養者の受診調整、高齢者施設や障害者施設との調整があった。また、住民等からの意見・苦情への対応は約 5 割、管内医療機関や医師会との調整は約 4 割で、職位は管理的立場の職員が多かった。
- ・感染症担当以外の技術系職員が主担当であった COVID-19 業務は少なかった。
- ・感染症担当事務系職員が主担当を約 4 割占めていた COVID-19 対応業務には広報活動があった。
- ・感染症担当以外の事務系職員が主担当を約 3 割占めていた COVID-19 対応業務には労務管理があった。また、職位は課長補佐級以上が約 85%であった。
- ・保健所における管理的立場にある職員が主担当の割合が高かった業務は、労務管理の他、受援、市町村との調整、予算・物品管理、健康管理であった。
- ・投入された人材について、保健師は県型保健所では保健所内が約 8 割、保健所外（庁内）が約 3 割、市町村が約 4 割であった。市区型保健所では所内が約 9 割、所外（庁内）が約 7 割、市町村は約 4%であった。依頼業務は、疫学調査が最も多く、次いで健康観察や電話相談・対応であった。保健師以外の技術系職員は県型では所内が約 9 割、所外（庁内）が約 4 割、市町村は約 1%であった。市区型では所内が約 7 割、所外（庁内）が約 3 割、市町村は 0 であった。依頼業務は、保健師と同様であった。事務系職員は県型では所内が約 9 割、所外（庁内）が約 8 割、市町村は約 8%であった。市区型保健所では所内が約 8 割、所外（庁内）が約 7 割、市町村は 2%であった。依頼業務で多かったのは、データ入力・管理と事務処理であった。疫学調査も約 4 割あった。

## 3. 分担研究 3

5 か所の保健所（市区型保健所 3 か所、都道府県型保健所 2 か所）に所属する 14 名（事務職 6 名、保健師 8 名）および本庁感染症主管課の事務職 1 名の協力を得て保健所ごとのグループインタビューを実施した。

結果として、保健所（事例）ごとに、（1）社会

資源・取り組み・体制の主な特徴、(2)有効だった取り組み・体制とその成果、(3)残された課題が抽出された。

#### 4. 分担研究4

保健所を設置していない市町村の保健師を対象に2022年11月～12月に自己入力式Web調査を実施した。回答数は119件、有効回答数(率)は96件(5.9%)であった。

その結果、受講の現状と希望についてそれぞれスコア化し、全ての研修について、現状スコアと希望スコアの総和を100点換算したところ、平均値±SDの値は、現状スコアは44.3±10.9点、希望スコアは67.5±14.6点であった。令和5年度に試行予定の市町村向け研修プログラムを「希望する」51件(53.1%)、「希望しない」40件(41.7%)、未回答5件(5.2%)であった。

研修プログラムの受講希望を説明変数、現状スコアと希望スコアを従属変数にして Mann-Whitney の U 検定を行った結果、いずれも有意差を認めなかった。半数以上の市町村が「受講(と訓練)が必要」と回答した41の研修項目のうち、実際に受講している割合が低い研修・勉強会は「リスクコミュニケーション(主にプレス発表)」15.4%、「健康危機発生時の広報活動」17.5%、「実践知の共有と対応の標準化」17.5%であった。受講(と訓練)が必要と考えており、実際に一部あるいは全員が受講できている割合が高い研修・勉強会は「予防接種」106.8%、「予防接種の体制づくり(ワクチン管理含む)」68.1%、「流行感染症の基礎知識」62.7%であった。

#### 5. 分担研究5

分担研究2の調査と併せて行った。

その結果、以下のことが明らかになった。

・都道府県及び保健所設置市・特別区の本庁において令和3年度～4年度にCOVID-19関連の研修の企画・実施したと回答したのは65件(76.5%)であった。研修の内容は、「感染症担当以外の事務系職員」「市町村保健師」「市町村事務系職員」「IHEAT等」の普段感染症対応をしていない職員に対しては、「疫学調査演習」を扱った研修が上位5番以内に入っていた。

外部研修受講の機会についても8割を超えていた。

新興感染症等の発生に備え必要と考える研修の内容として、保健師全般に対しては25項目、管理期保健師や保健所において総合的なマネジメントを担う保健師に対しては20項目、保健師以外の技術系職員に対しては21項目、事務系職員に対しては23項目、が抽出された。新興感染症等の発生に備え必要と考える多職種での研修の内容については、21項目が抽出された。

・新規採用職員および異動職員等に対し保健所が実施した研修では、新規採用保健師のみが7割を超えており、それ以外の新規採用技術系職員および事務系職員の研修実施率は5割に満たなかった。

#### D. 考察

##### 1. 非常時において保健所長が役割やリーダーシップを発揮するための体制

分担研究1の結果から、当初は、まん延防止やハイリスク者の感染対策のために、保健所長は、特に濃厚接触者等の特定や検討、医療機関、介護・福祉施設や学校・企業への対応、クラスター対応の指揮・調整等について直接対応を含めてリーダーシップを発揮する必要があったが、その後は、保健所長のリーダーシップのもと、保健所内感染症担当専門職等との業務の役割分担が進んでいったと考えられた。また、非常時において保健所長が役割やリーダーシップを発揮するための体制として、【非常時における国・都道府県の感染症対策方針の明示】、【本庁の保健所への理解及び本庁と保健所との連携体制並びに自治体としての対応方針の統一】、【非常時における保健所長の役割・権限の明確化とそれらに注力できる保健所長の活動体制】、【非常時に保健所機能を維持・強化するための体制】、【管内医療機関やその他の関係機関との連携体制】、【保健所長の対応力を高める体制】が示唆された。

##### 2. 新興感染症等の発生に備え、感染症対応職員の役割及び平時から各自治体や保健所が取り組むべき事項

###### 1) 分担研究2の結果からの考察

以下のことが示唆された。

・職種にかかわらず、主に課長補佐級以上の管理的立場にある職員は、保健所体制マネジメント・指揮や感染症対応業務に関わる判断・指揮等について、保健所長のサポート役割を担う。

・総合的なマネジメントを担う保健師を含め管理

的立場にある職員について、職位、専門性、所属部署等を踏まえた役割分担をしつつも、特定の職員に過度な負荷がかからないように重層的に役割を担えるようにすることや、当該職員の補佐役・補佐体制も必要であり、保健所外からの人材投入等も検討する。

・感染症担当技術系職員は、フェーズに応じた感染症業務の体制づくりや、陽性者の療養に関わる医療機関や福祉施設等との調整を担う。平時から本庁や医療機関との役割分担や連携体制を検討しておくことや、高齢者や障害者等の福祉施設の感染対策強化のための支援を行う。

・管理的立場にある感染症担当技術系職員は、管内医療機関や医師会との調整及び本庁との情報集約と共有等の保健所長のサポートや、住民等からの意見・苦情に対応する係員のフォロー、意見・苦情等に対する保健所の対応体制や対応方針の検討等を行う。また、住民等からの意見を自治体としての感染症対策に反映させるための本庁への情報提供等や、あるいは自治体や保健所の感染症対策について住民の理解を促進するために市町村等の協力を得る。

・感染症担当以外の技術系職員は、主担当業務は少ないものの、全所体制・BCP等に基づいて、感染症担当部署及び感染症担当技術系職員の補佐・サポートをする。平時から、感染症危機管理において、感染症担当部署以外の部署がどのように通常業務と感染症対応業務を担っていくのか、感染者の発生動向やフェーズ等に応じた体制や、全所体制について検討しておく、保健所内で共通認識を図っていく。

・感染症担当事務系職員は、感染症担当技術系職員と協働し、管内の発生動向、陽性者の状況や陽性者を含めた住民からの相談・質問・意見等に基づき、広報活動の方針を立て、管内の発生状況や保健所の対策及び感染予防策などについてタイムリーに発信したり、あるいは本庁の広報部署と連携し、当該自治体のホームページ等の充実のために働きかけていく。平時からコミュニケーションチャンネルを把握して、市町村との役割分担等、リスクコミュニケーションのための計画を立てておく。

・感染症担当以外の事務系職員は、ルーチンな調整や対象の基準及び調整フローが明確な場合に入院調整や宿泊療養調整を担う。住民等からの意

見・苦情への対応については、管理的立場にある事務系職員として、管理的立場にある感染症担当技術系職員等とともに係員をフォローしたり、対応体制・対応方針を検討する。

・受援、市町村との調整、予算・物品管理、労務管理、健康管理については、職種に関わらず管理的立場にある職員が一定の責任をもつ。

・複数体制で各業務の指揮、進行管理やフェーズに応じた業務体制づくりを担えるようにしつつ、職員誰もが多くの業務を担えるようにし、“その職員しかできない”業務を減らすことが、長期化する感染症パンデミックへの対応においては必要である。

・投入された保健師、保健師以外の技術系職員、事務系職員はあらゆる業務を依頼される可能性があるが、技術系職員の主な役割は、疫学調査、健康観察や電話相談・対応等の対人業務である。また、衛生監視員には、衛生管理が必要な施設等に対する感染症対策のための支援や指導、クラスター発生施設に対する調査や支援・指導についての役割も期待される。事務系職員の主な役割は、感染症担当事務系職員の業務の補佐・サポートである。また、技術系職員を投入しても対応しきれない場合や、それらの技術系職員を確保できない場合には、疫学調査等の対人業務を担う役割が期待される。

## 2) 分担研究3の結果からの考察

保健所が新興感染症の発生時に円滑な保健活動を展開できるための感染症対応職員の役割及び平時から取り組むべき事項（課題）として、以下が考えられた。

### ①感染症対応職員の役割

・保健所長によるリーダーシップ・マネジメント  
・保健所職員等の感染対策業務の実践的理解  
・行政職員（事務職）の感染症パンデミックに関する本質的実践的理解

### ②平時から取り組むべき事項（課題）

・通常業務での保健所内職員の相互理解・協働体制の促進  
・都道府県本庁感染症主管課と保健所長の相互支援体制構築  
・都道府県を一つの単位とした保健所設置市も含めた連携協働体制構築  
・ICT・DX体制整備  
・高度多機能資源となり得る多様な地域関係者と

のネットワーク構築

- ・ 社会福祉施設への支援体制構築
- ・ 地域特性を生かした体制整備

### 3. 市町村保健師の感染症に関わる研修ニーズ

分担研究4の結果から、市町村保健師の感染症に関わる研修ニーズは受講している現状よりも高いことが示唆された。今後は、保健師の健康危機管理対応能力を強化するために①感染症の健康危機管理概論、②パンデミック発生時に求められる管理機能、③地域特性に応じた平時からの備え、④リスクコミュニケーションに関する研修プログラムを構築し、平時から受講できる体制を整えることが必要であると考えられる。

### 4. 感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要な要素

感染症対応職員に共通して必要な研修プログラムの知識面についての要素として、

- ① 感染症法を中心とした感染症対策と保健所の役割
- ② 新興感染症等の健康危機発生時の組織体制・マネジメントの理解
- ③ リスクコミュニケーション
- ④ 平時からの地域保健活動

等が考えられた。また、研修プログラムの演習・訓練についての要素として

- ① スタンダードプリコーション
- ② PPE 着脱訓練
- ③ 積極的疫学調査演習
- ④ BCP 訓練

等が考えられた。

事務系職員に必要な研修プログラムの要素として、

- ① 医療用語などの専門用語の基礎知識
- ② 健康危機対策における HER-SYS 等の情報管理・情報伝達システム
- ③ IT を活用したデータ処理分析

が考えられた。

総合的なマネジメントを担う保健師に必要な研修プログラムの要素として、

- ① 新興感染症等の健康危機発生時の組織体制・マネジメントの理解
- ② 健康危機管理対処計画等の策定
- ③ 健康危機管理等の研修の企画・運営

等が考えられた。

## E. 結論

本研究は、保健所が新興感染症の発生時に円滑な保健活動が展開できるよう平時から取り組むべき事項を明らかにし、感染症対応職員の役割機能に関わるガイドライン及び研修プログラムの開発並びに非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方についてサポート体制を含めて検討することを目的とした。

2 年計画の1年目にあたる令和4年度は、①非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等のあり方並びにサポート体制の検討、②新型コロナウイルス感染症への対応経験から見直した保健所体制および感染症対応業務に従事する保健師等人員体制の強化、③平時からの取組によりコロナ対応において有効に体制整備された事例、④保健所を設置しない市町村保健師の感染症対応に関わる研修の実態、⑤都道府県及び保健所設置市・特別区並びに保健所における COVID-19 関連研修の実施及び受講の機会、の5つの分担研究を行った。

結果から、以下のことが示唆された。

1. 非常時において保健所長が役割やリーダーシップを発揮するためには、【非常時における国・都道府県の感染症対策方針の明示】、【本庁の保健所への理解及び本庁と保健所との連携体制並びに自治体としての対応方針の統一】、【非常時における保健所長の役割・権限の明確化とそれらに注力できる保健所長の活動体制】、【非常時に保健所機能を維持・強化するための体制】、【管内医療機関やその他の関係機関との連携体制】、【保健所長の対応力を高める体制】が必要である。

### 2. 感染症対応職員の役割

・ 職種にかかわらず、主に課長補佐級以上の管理的立場にある職員は、保健所体制マネジメント・指揮や感染症対応業務に関わる判断・指揮等について、保健所長のサポート役割を担う。また、受援、市町村との調整、予算・物品管理、労務管理、健康管理についても一定の責任をもつ。

・ 管理的立場にある職員について、職位、専門性、所属部署等を踏まえた役割分担をしつつも、特定の職員に過度な負荷がかからないように重層的な役割分担や当該職員の補佐役・補佐体制も必要であり、保健所外からの人材投入等も検討する。

・感染症担当技術系職員は、フェーズに応じた感染症業務の体制づくりや、陽性者の療養に関わる医療機関や福祉施設等との調整を担う。

・管理的立場にある感染症担当技術系職員は、管内医療機関や医師会との調整及び本庁との情報集約と共有等の保健所長のサポートや、管理的立場にある感染症担当以外の事務系職員等と協働して、住民等からの意見・苦情に対応する係員のフォローや保健所の対応体制・方針の検討等を行う。

・感染症担当以外の技術系職員は、主担当業務は少ないものの、全所体制・BCP等に基づいて、感染症担当部署及び感染症担当技術系職員の補佐・サポートをする。

・感染症担当事務系職員は、感染症担当技術系職員等と協働し、広報活動の方針を立て、管内の発生状況、保健所の対策や感染予防策等のタイムリーな発信や、本庁の広報部署と連携し、当該自治体のホームページ等の充実のために働きかけていく。

・複数体制で各業務の指揮、進行管理やフェーズに応じた業務体制づくりを担えるようにしつつ、職員誰もが多くの業務を担えるようにし、“その職員しかできない”業務を減らすことが、長期化する感染症パンデミックへの対応においては必要である。

・投入された保健師、保健師以外の技術系職員、事務系職員はあらゆる業務を依頼される可能性があるが、技術系職員の主な役割は、疫学調査、健康観察や電話相談・対応等の対人業務である。また、衛生監視員には、衛生管理が必要な施設等に対する感染症対策の支援や指導、クラスター発生施設に対する調査や支援・指導についての役割も期待される。事務系職員の主な役割は、感染症担当事務系職員の業務の補佐・サポートである。また、技術系職員を投入しても対応しきれない場合や技術系職員を確保できない場合には、疫学調査等の対人業務を担う役割が期待される。

### 3. 平時から各自治体や保健所が取り組むべき事項

・非常時における保健所と本庁や医療機関との役割分担や連携体制の検討

・都道府県を一つの単位とした保健所設置市も含めた連携協働体制構築

・都道府県本庁感染症主管課と保健所長の相互支援体制構築

・高度多機能資源となり得る多様な地域関係者とのネットワーク構築

・社会福祉施設の感染対策強化のための支援及び非常時の支援体制の構築。

・通常業務での保健所内職員の相互理解・協働体制の促進及び非常時における感染症担当部署以外の部署の業務体制（通常業務と感染症対応業務の担い方等）・フェーズ等に応じた体制・全所体制  
・コミュニケーションチャンネルの把握や市町村との役割分担等、リスクコミュニケーションのための計画

・ICT・DX体制整備

### 4. 感染症対応職員を対象とした研修プログラムに必要な要素

・感染症対応職員に共通する知識面の要素は、感染症法を中心とした感染症対策と保健所の役割、健康危機発生時の組織体制・マネジメントの理解、リスクコミュニケーション、平時からの地域保健活動等。演習・訓練の要素は、スタンダードプリコーション、PPE着脱訓練、積極的疫学調査演習、BCP訓練等。

・事務系職員に必要な要素は、医療用語などの専門用語の基礎知識、健康危機対策におけるHERSYS等の情報管理・情報伝達システム、ITを活用したデータ処理分析。

・総合的なマネジメントを担う保健師に必要な要素は、健康危機発生時の組織体制・マネジメントの理解、健康危機管理対処計画等の策定、健康危機管理等の研修の企画・運営等。

・市町村保健師に必要な要素は、感染症の健康危機管理概論、パンデミック発生時に求められる管理機能、地域特性に応じた平時からの備え、リスクコミュニケーション。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし



### 3. その他

なし

#### 引用文献

- 1) 内閣官房行政改革推進本部. 令和3年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省庁の対応状況. 行政改革推進会議(第47回 令和4年1月21日)資料1より <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskai/gi/dai47/siryoul.pdf>
- 2) 春山早苗, 吉川悦子, 石橋みゆき, 雨宮有子, 奥田博子, 井口理, 江角伸吾, 他. 新型コロナウイルス感染症対応に関わる保健所体制整備のための外部委託及び非常勤職員等の活用等に関するガイドライン 令和3年3月31日. 厚生労働行政推進調査事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症対応に関わる保健所業務における外部委託、非常勤職員等の効果的な活用のための研究(研究代表者 春山早苗)」令和2年度 総括・分担研究報告書. 58-124, 2021.
- 3) 春山早苗, 鈴木久美子, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 山口佳子, 他. 結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)平成19~20年度総合研究報告書(研究代表者 春山早苗). 1-15, 2009.
- 4) 春山早苗. 感染症健康危機管理における保健所保健師の役割と求められる能力. 保健師ジャーナル, 65(9); 729-735, 2009.
- 5) 永田高志, 他監訳. 緊急時総合調整システム Incident Command System (ICS) 基本ガイドブック. 東京法規出版. 22-23, 2014.